

パレア若狭ボランティア制度運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、パレア若狭文化事業運営に関し、パレア若狭音楽ホール・図書館・ギャラリー等のパレアボランティア（以下「ボランティア」という。）の制度運営に必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 ボランティア活動の内容は、次のとおりとする。

(1) 音楽ホールボランティア

- ① 来場者の受付・案内に関する事
- ② 舞台の運営に関する事
- ③ 広報・企画運営に関する事

(2) 図書館ボランティア

- ① 資料配架・整理に関する事
- ② イベントに関する事
- ③ 広報・掲示等に関する事

(3) ギャラリーボランティア

- ① 展示・案内に関する事
- ② 広報・企画運営に関する事

(対象者)

第3条 ボランティア活動の対象者は、パレア若狭文化事業に対し熱意を持って取り組むことができ、前条に規定する活動を希望する者とする。

(ボランティアの義務)

第4条 前条の者は、ボランティア活動を行うにあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 職員との密接な協議のもとに、公平かつ平等な利用者サービスに努めなければならない。
- (2) ボランティア活動中において知り得た個人の秘密に関する事項は、漏らしてはならない。
- (3) 政治・宗教活動及び営利に関する活動は行ってはならない。
- (4) 活動にあたり公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしてはならない。

(登録)

第5条 第2条に定めるボランティア活動を希望するものは、パレアサポーター登録票(以下「登録票」という。)(別記様式)を若狭町長(以下「町長」という。)に提出しなければならない。

2 登録事項に変更があった場合は、再度登録票を町長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 町長は、ボランティアが登録の辞退を申し出たとき又は第4条に規定するボランティアの義務を遵守できないと認められた場合は、登録を抹消することができる。

(会議)

第7条 町長は、必要に応じボランティアの会議を開催し、利用者サービス等ボランティア活動の状況について、意見交換を行うものとする。

(報酬等)

第8条 ボランティア活動に対しての報酬、交通費などは原則として支給しないものとする。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年 1月 4日から施行する。